

発 監 第 1 0 号
令和元年7月25日

北栄町長 松 本 昭 夫 様
北栄町議会議長 飯 田 正 征 様
北栄町教育委員会教育長 別 本 勝 美 様
北栄町農業委員会会長 濱 坂 良 男 様

北栄町監査委員 竹 歳 秀 明

北栄町監査委員 阪 本 和 俊

令和元年度第1回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

1 監査期間 令和元年5月28日（火）、29日（水）

2 監査対象 全課

3 監査概要

（1）指定管理者監査について

担当課及び指定管理者から状況調書及び事業報告書、財務諸表等を提出させ、担当課長等並びに管理者から聴取。

（2）町有財産取得、処分、貸付状況について

各課から状況調書を提出させ、担当課長等から聴取。

4 監査意見

(1) 指定管理者監査について

(株) チュウブについて、指定期間(平成27年4月1日～令和2年3月31日)の平成29年度の町の委託料では経費を賄いきれない部分を、助成金として支出し、損失が出ない収支報告書になっていた。

現在の指定期間が終了し、今後指定管理者を定める際は、委託料の精査を行い、委託料の他に助成金を支出することなく、適正な管理が実施できる委託料を算定するよう提言する。

また、今後新たな指定管理者を定める場合、町から委託を受け、その結果どういう税金(国・地方税)が課税されるのか、どういう手続きをすれば申告義務が免除されるのかを、指定管理者に周知する必要がある。

(2) 町有財産取得、処分、貸付状況について

ア 土地の貸付けの場合、地代を決める一つの指標に固定資産税評価額がある。固定資産税評価額が評価換えになった年度において、指標の変化が地代の算定方法に反映されていない。考慮に入れて地代を定めていただきたい。(地域整備課)

イ 社会福祉協議会に栄交流福祉センター(栄保育所)の土地を無償で貸しているが、無償の理由が不明であった。独立した法人に対しては、適正な地代家賃を収受すべきと考える。また、委託料と地代収入は別々の取引であるため、相殺せず計上すること。(企画財政課)

ウ 町有財産については、当面活用する計画等のない財産は売却する方向で検討する必要がある。

以上